

4 4 健全で持続可能な財政基盤の確立に向けた地方税財政措置について

(財務省、総務省)

【内容】

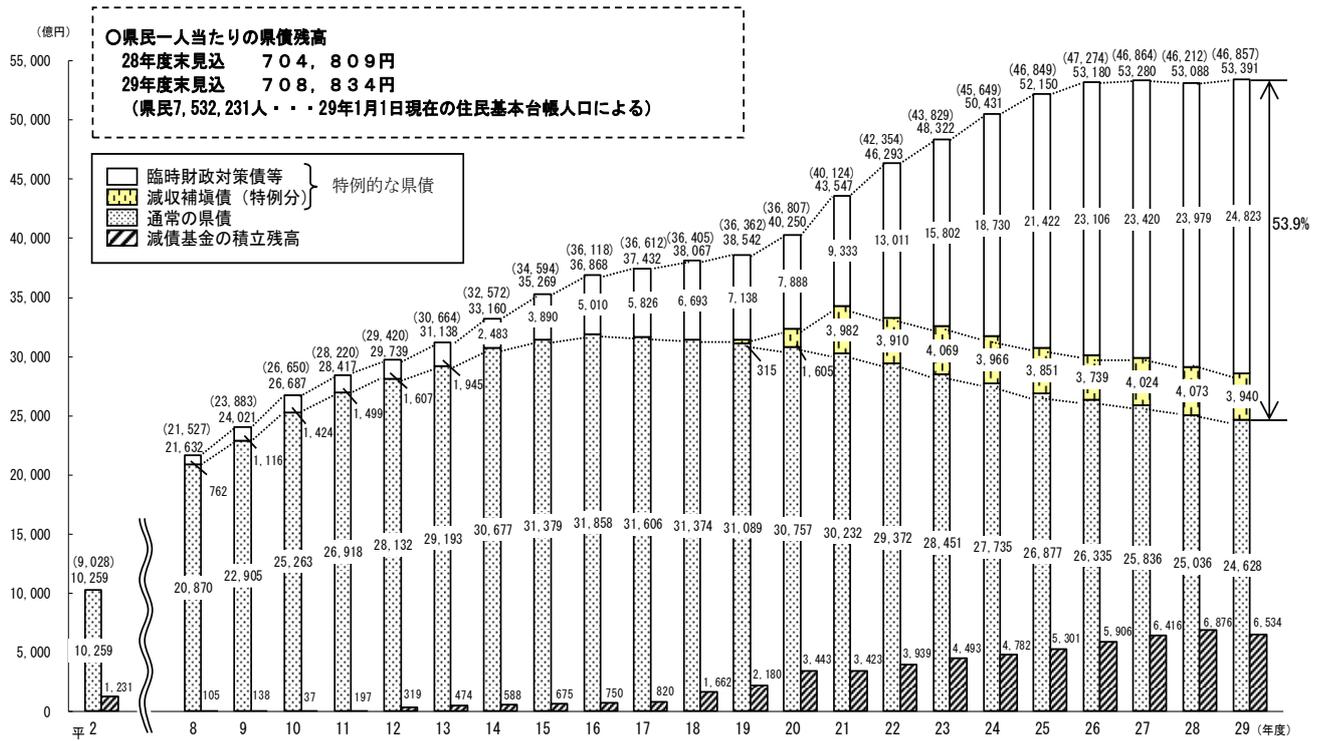
- (1) 地方法人課税の見直しについて、全ての地方自治体の財政運営等に悪影響が生じないように、適切な財政措置を講じること。
- (2) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保するとともに、臨時財政対策債を速やかに廃止するため、国税の法定率の引上げ等による地方交付税総額の増額を図ること。
- (3) 地方消費税の清算基準の見直しにあたっては、税収の偏在是正や財政調整を目的とせず、適切に最終消費地に税収を帰属させること。
- (4) ふるさと納税について、返礼品や控除方法を含めた制度の見直しを行うこと。

(背景)

- 地方法人課税の見直しにより、県内市町村の複数の不交付団体において、法人市町村民税の国税化による減収が、地方消費税率の引上げ等による増収を上回り、減収となることが判明している。
- そもそも地方税の国税化については、地方分権に逆行するものであり、本県は一貫してその廃止を主張してきたが、減収となる自治体では、地方消費税の引上げにより住民負担が増加するにもかかわらず、住民サービスの削減を余儀なくされるなど、自治体運営を阻害されることとなる。減収に対する措置として地方債の創設等が講じられているが、問題の解決には至らない。このため、国においては、全ての地方自治体の財政運営等に支障が生じないように、必要な対策を講じるべきである。
- 本県では、義務的経費である医療・介護などの扶助費が増加し、依然として厳しい財政状況にある。今後も全国的に社会保障経費が増加傾向にあることを踏まえると、安定的な財政運営には、引き続き地方一般財源総額を増額確保が是非とも必要である。
- また、本県では、臨時財政対策債発行可能額の割合が大きく、県債残高の大幅な増加の要因となっている。臨時財政対策債残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題となっている。財源不足額の補填は、本来、地方交付税の法定率の引上げによるべきものであることから、臨時財政対策債を廃止するため、法定率の引上げ等による地方交付税原資の拡充が不可欠である。
- 地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて見直すこととされているが、これまでの経緯等を踏まえた継続性や公平、中立、簡素という基本原則を十分に考慮する必要がある。また、客観的な基準の精緻化により適切に最終消費地に税収を帰属させるものであり、税収の偏在是正や財政調整に用いるべきではない。
- 返礼品によるふるさと納税の獲得競争に対しては、本年4月の総務大臣通知において、返礼品割合に一定の制限が設けられ、総務省から個別の見直し要請も行われているが、返礼品割合を寄附額の1割までとするなど、根本的な解決を図るべきである。
- また、市町村に寄附金が集中する一方、個人住民税の税額控除のうち4割は都道府県民税から控除されている。都道府県には広域自治体として提供すべき行政サービスがあるにもかかわらず、このような形で広域自治体から基礎自治体に税収移転されれば、住民税の受益と負担の原則を大きく歪めることになり看過できない。このため、制度本来の趣旨に立ち返った控除方法の見直し検討が必要である。具体的には、ふるさと納税特有の特例分について、都道府県向けの寄附金は都道府県民税から、市区町村向けの寄附金は市区町村民税から、それぞれ控除する方法に改めるべきである。

(参 考)

◇愛知県の県債残高の推移



◇愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

(単位：億円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
普通交付税 A	525	559	643	770	769	826	711
臨時財政対策債 B	2,899	3,152	2,848	2,258	901	944	971
計 C=A+B	3,424	3,711	3,491	3,028	1,670	1,770	1,682
臨時財政対策債の割合 B/C	84.7%	84.9%	81.6%	74.6%	53.9%	53.3%	57.7%

(注) 表中の数値は当初算定ベース。

◇ふるさと納税の控除方法の見直し案

【現行の控除の仕組み】



※特例分の上限額：市区町村民税所得割の2割+都道府県民税所得割の2割

【見直し案】

都道府県へのふるさと納税



市区町村へのふるさと納税

